

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 買取制度運用ワーキンググループ（第7回）

日時 平成27年7月7日（火）14：00～15：30

場所 経済産業省 本館地下2階講堂

（1）開会

○山地座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、委員会の名前を全部言うと非常に長いんですけども、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会の下に設けられております買取制度運用ワーキンググループ第7回の会合を始めさせていただきます。ご多用中のところ、ご出席いただきありがとうございます。

本ワーキンググループ、本年3月に再開して、3回にわたりまして固定価格買取制度の小売全面自由化後の回避可能費用の算定方法についてご議論いただき、見直しの方向性について整理していただきました。

本日は、この回避可能費用の算定方法以外の部分で、小売全面自由化に伴い見直しが必要になる論点につきましてご議論いただきたいと思います。

本日の出席状況と資料確認を、まず事務局からお願いいたします。

○曳野資源エネルギー庁企画官

まず出席状況でございますが、本日、馬場委員、山内委員は都合によりご欠席でございますが、ほかの委員の皆様にはご出席いただいております。また、前回までに引き続きまして、オブザーバーの皆様にもご参加いただいております。本日は電力広域的運営推進機関にもオブザーバーとしてご参加いただいております。

続きまして本日の資料について確認をさせていただきます。

配付資料一覧でございますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、それから事務局の資料1でございます。なお、出席者と座席表に誤りがございましたので、直前に差しかえを配付しております。また、ホームページには後ほど正しいものをアップさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

もし乱丁、落丁等ございましたら、お知らせいただければと思います。

○山地座長

よろしゅうございますでしょうか。

(2) 議題

小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しについて

○山地座長

それでは本日の議事に入りたいと思います。まず、きょうは資料1件でございますけれども、論点は2つほどございます。報告事項を入れると3つですが。

資料1、小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しについてのご説明をお願いいたします。

○曳野電気・ガス事業部企画官

では、まず資料1の2ページをご覧くださいと思います。

前回までは回避可能費用についてご議論いただきましたけれども、それ以外ということで、先週、電気事業法の施行日政令が閣議決定され、来年の4月1日から電力の小売全面自由化が実施することが確定しておりますが、これを踏まえた再エネの買取制度の検討についてご議論いただければと思います。

議論いただきたい内容といたしましては、そこに1、2、3と書いてございますが、まず1つ目は小売電気事業者による特定契約、すなわち買い取りを行う契約の応諾義務の例外について。

それから2つ目が接続を行う送配電事業者による接続契約義務の例外でございます。両者はそれぞれ制度上は別物というふうに位置づけられておりますので、これについてそれぞれご議論いただければと思います。

それから3つ目といたしまして、小売全面自由化に伴う出力制御等の現状の整理ということで、これは制度改革ワーキングなり、広域機関なりのほうで行われている、需給の前から実際の需給断面にかけて、どのようなタイミングで、どのような出力の制御なり調整を行っていくかということについて、再生可能エネルギーの観点からの現状を報告させていただければと思います。

3ページは参考でございますが、再エネ特措法の施行規則の概要ということで、関連の条文を表にしております。4条の買取義務の例外、それから6条の接続義務の例外について、今回の自由化に伴って見直しが必要ではないかと考えているところでございます。回避可能費用については既にご議論いただいたところでございまして、それ以外は、特段影響はないというふうに事務局としては考えております。

次に4ページでございますが、小売全面自由化に伴う契約主体の変更についてでございます。

こちらはおさらいの面もございますけれども、これまでの制度においては、電気事業者の小売としての立場からの調達行為に着目した概念として買取義務者が整理されております。また、接

続請求電気事業者、すなわち接続の申し込みを受ける側でございますが、これは送配電設備を所有・管理していることに着目した概念として整理されてございます。この事業類型が、電力システム改革の中で見直されることに伴いまして、現行の一般電気事業者は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び発電事業者としてそれぞれ法律上位置づけられることとなります。

これに伴いまして、主な買取義務者は小売電気事業者に変わりまして、接続請求電気事業者は送配電事業者に変わるということが決まっております。これを表に整理したものが5ページでございます。

これは再エネ特措法上の条文にあわせて、それぞれの役割分担を整理したものでございます。買い取りを行う義務者は小売電気事業者になり、接続を受ける側、出力制御の回避を行う主体、指定電気事業者としての指定を受ける事業者は一般送配電事業者等になるということでございます。

6ページは、今、申し上げたことに関連して、昨年の電気事業法改正の条文の中身を参考としてつけております。

7ページ、8ページは、再エネ特措法に基づく現状の経済産業省令でございまして、このルールを来年4月以降に向けてどのように変えるかということについてご議論いただければということでございます。

その内容につきまして、まず1つ目でございますが、特定契約の応諾義務の例外について、9ページをご覧くださいと思います。

まずこの特定契約、買取契約の例外につきましては、9ページ下の表にございますとおり、現在の制度では6つの要件、理由が規定されております。

一般電気事業者が、左側の①から④までの4つの理由になっておりまして、新電力は⑤と⑥を加えた6つの理由になっております。このように異なる扱いになってございますが、小売全面自由化に伴う環境変化の中で、この応諾義務の例外をどのように設定すべきかが一つの論点かと考えております。

個別に、比較的簡単なほうから申し上げますと、理由の①の法令違反、②の検針方法に同意しない場合、④の離島などの場合で、地理的条件からそもそも供給することが不可能な場合につきましては、今回、何か事情が変更されるわけではございませんので、特段見直す必要はないと考えられます。

一方で、⑤について、変動範囲内発電料金の負担と書いておりますが、これはいわゆるインバランス料金の負担でございます。変動範囲内ですので、3%以内の変動であっても、追加的な負担がある場合には断れるということになりますが、小売全面自由化後のインバランス料金は市場

連動になりますので、この変動範囲内とか範囲外といった料金の概念はそもそもなくなりまして、仮に買取側がF I Tインバランスの特例①を選択した場合には、小売事業者はインバランスの負担がそもそもない形で精算が可能となります。

10ページのところに、参考までにインバランス精算の流れを書いています。このケースですと、あらかじめ通知がされた100の電気に対して、実際に80しか小売電気事業者から電気が供給されなかった場合に、不足分の20というのは特段負担のない料金で供給がなされますので、追加的な負担というのは起きないのではないかと考えられます。したがって、この⑤の要件というのは、今後は必ずしも考慮する必要はないのではないかと考えられます。

次に12ページでございます。これは先ほどの9ページの表でいうと③に該当しますが、振替補給費用の負担に発電者側が同意しない場合に、買い取りの応諾をしないことができるのかという点でございます。その前提として、振替供給が何かをまずご説明をいたします。

12ページの下イメージ図でございますが、これは地域をまたがって買い取りを行う場合のケースでございます。ある電源が左側の地域Aにございまして、隣の地域の一般電気事業者Bに買ってほしいと発電事業者が考えた場合、現行制度上、地域間連系線の連系点で一定の計画値の電気を流してもらうということが必要になります。その事前通告の電力量に比べて、仮に不安定な電源で実際の発電量が不足分があれば、一般電気事業者が不足分を補給する制度でございます。

このときの費用については、一旦、買取義務者が負担するのですが、その後、発電側の特定供給者に請求するということになっていて、この請求による費用負担を拒む場合には買取契約は成立しないというのが現在の整理でございます。

この点、自由化後は計画値同時同量制度に基づきまして、計画値と過不足が生じた場合には、今申し上げた振替補給ではなくて、発電インバランスによって調整されるということで、先ほど申し上げた10ページの表にありまして、F I Tのインバランス特例で特段追加的な負担というものはなくなると考えられます。

したがって、買い取りに当たって考慮すべきなのは、振替補給による負担を経済的に誰が負担するかということではなくて、地域をまたがる場合に、小売事業者、このケースですとBになります。買い取った電気を需要家にしっかり販売できる状態であるか、例えば連系線の利用が可能か、といった点に着目するほうが適切ではないかと考えられます。

以上がこの振替補給関連の論点でございます。

3つ目でございます。13ページをご覧ください。13ページをご覧ください。

これは、9ページの表でいうと⑥に相当します。買取側が事業の用に供するための電気の量に

ついて、その需要に応ずる電気の供給のために必要な量を追加的に超えることが見込まれることと、条文上は非常に複雑な表現になってございますが、需要を上回って買い取りを求められた場合ということになります。

この需要の量というのがキロワットなのかキロワットアワーなのかということは運用上必ずしも明確ではない状況ですけれども、今後どうするかというところが論点であります。

現状は、新電力が買い取りを行うかどうかというのは、先ほど申し上げた⑤のインバランスのところで処理をされておりますので、実務上⑥の論点というのはこれまであまり出てこなかったと承知をしておりますが、今後、⑤が不要だということになりますと、こちらの⑥の中でどのような基準を設けるかということが一つの重要な論点であると考えております。

今後、事業類型が見直され、現在の一般電気事業者の小売部門と新電力はいずれも小売電気事業者になりますので、基本的に事務局といたしましては、再エネの導入や新規参入者の競争条件に悪影響を与えるといった特段の事情に対してはもちろん配慮が必要だと思いますけれども、原則は回避可能費用の議論と同様、小売電気事業者間でイコールフットイングを図るべきではないかというふうに考えております。

他方、この小売全面自由化後、接続契約と特定契約の相手方は、概念上分かれることとなります。現状、接続が応諾された場合、買取契約は基本的に一般電気事業者が行っているという状況にございますので、こうした従来との整合性ということでありまして、再エネ発電設備の接続契約を締結したけれども、買ってもらえないという事態が起こってしまうと、非常に支障が生じますので、現実の問題が起きないかどうかという検証は必要かと考えております。

こうした点も踏まえつつ、FIT全体をどうするかということはもちろん別途の問題としてあるものの、来年の小売全面自由化を控えた当面の運用といたしまして、どのように特定契約の義務の例外を設定するかについての検討が必要ではないかということでございます。

14ページについて、まず1つ目は、特定契約の応諾義務の例外を小売事業者にそもそも認めるかどうかという点であります。

選択肢①は例外を認めるということで、何らかの規模で上限を設定するという事です。メリットといたしましては、小売電気事業者側から見た場合に、常に自社の需要を大幅に超過するような大量の再エネ電気の買い取りを求められた場合に、特定契約の応諾義務の例外とするということになります。一方、再エネ事業者からすると、申し込みができる小売の選択肢が狭まる可能性というのが論理的には考えられます。

選択肢②ですが、これはキロワットによる特定契約の応諾義務の例外を設けず、無限に買取義務を課すということでございます。これは小売側からすると、契約の事務コストが増加する可能

性はありますし、また需要を大幅に超えるものを常に買うといったような場合には、市場に売却をするといった形になりますので、最終的に誰かに買ってもらうのかもしれませんが、日常的な調整コストが増加するという懸念はございます。

もう一つ、主に小規模な小売電気事業者に対する懸念でございますが、買取代金の支払いというのは恐らく買い取った翌月なりに行われると思いますけれども、他方で、費用負担調整期間が賦課金を徴収し、確認作業を行った後にそれを交付金として交付をするまでに、実務上数カ月がかかりますので、この間の資金繰りの影響に対しても配慮する必要があるのではないかとこの論点がございます。

一方、再エネ発電事業者側にとっては、このケースでは契約拒否されることはないということは確保されるということでございます。

事務局として下に4点ほど留意事項的に※でまとめておりますけれども、実際に再エネ事業者ほどの小売に買取を申し込むかに関して、全く独立した発電事業者であれば、事業規模が大きくて経営が安定している小売に買い取ってもらうほうが事業リスクが少ない、というふうにするならば、結果的に小規模な小売に対して契約申込が集中する可能性というのは恐らく低いのではないかと考えられます。

2点目といたしまして、選択肢②について、接続契約と特定契約というのは法体系上は別のものとして存在しており、再エネの特措法において、あくまで小売が電気の調達を行うという独立の義務として法律上位置づけられておりますので、仮に接続が指定電気事業者のもとで上限なく締結されるということであっても、それがストレートに特定契約についても規模の上限を設けないという整理に繋がるとするのはなかなか難しいのではないかとこの留意点がございます。

3点目は、後で申し上げますけれども、この上限の設定をどうするかによって、実際には特定契約が締結できない、という状態は避けられるのではないかとこのことでございます。

4点目については、そもそも例えば送電事業者が買取義務を負えば、こういう問題が起きないのではないかとこのようなことも論理的には考えられるところでございますが、こういった論点については固定価格買取制度全体の見直しとあわせて議論する必要がありますので、いずれにせよ今回は来年4月以降の運用としてご議論いただければと考えております。

15ページ目は、仮にキロワットで上限を設ける場合に、具体的にどういう上限にすべきかという論点でございます。例えば最大需要、最小需要、平均需要といったようなもの、あるいはエリアごとに判断するのか、全国一律なのか、それから前年度の実績なのか、むしろ計画ベースで判断するのかといったところでございます。

幾つか参考となる数字、今の現状を整理したものが16ページ以下でございます。

16ページは、最も太陽光発電の導入が進んでいる九州電力における現状を整理したものでございます。

まず最初に、先ほど申し上げた、接続が行われたのに買ってもらえないということが起きるかということについては、この16ページの表でいいますと、真ん中辺りにある接続承諾済量が842万kWとなっており、これは直近6カ月では、おおむね月5万kWのペースで増加しているという状況でございます。この水準については、九州電力における接続可能量である817万kWは指定電気事業者の制度のもとで既に上回っている状況でございます、最小需要である788万kWも上回っているという状況でございます。

一方で接続申込量はその少し上になりますが、1,337万kWという水準でございます。これは実は直近6カ月ではほぼ横ばいでございます、接続の申し込みと辞退がほぼ同量で推移をしております。

その上にあるとおり、九州電力の場合の最大需要というのが1,583万kWでございます。この最大需要と接続承諾済量との関係を見ますと、仮に現在のペースで接続承諾が増加した場合、つまり平均月5万kWペースで増加した場合でも10年分に相当するというので、これは仮に接続申込量も今後増加するということを仮定した場合でございますけれども、そういう状況でございます。他社につきましては、むしろ最小需要というのが多少上に来るということかと理解をしております。

以上が全体の数字の感覚でございます。

17ページでございますが、これは特定契約の応諾義務の例外について、裾切り要件のようなものを設定するかどうかということでございます。

原則としては先ほど申し上げたとおりイコールフットィングということだとしても、新規参入の小規模な事業者等については、参入当初は需要規模が明確でないということもございます。また、先ほど申し上げた資金繰りというところについてどこまで配慮するかということも論点かと思えます。仮に配慮を行うとすれば、例えば市場シェア、あるいは新規参入からの期間で何らかの配慮をするかどうかといったことかと思えます。

参考の1は、電気事業者の供給力に占めるFIT電源の割合でございます。現状、新電力の供給力は全体の2～3%でございます、その供給力に占めるFIT電源の割合は約10%、これは前回のワーキングでお示した資料の数字のとおりでございます。

あくまで参考ですけれども、新規の電気事業者に対する配慮がなされている例というところで、下の参考の2というところに2点ほど書いてございます。現行の同時同量制度におきまして、新電力が各地域ごとにそのエリアに供給を開始してから2年間はインバランス料金の特例、つま

り3%ではなくて10%まで変動範囲内料金になるという特例がございます。それから、エネルギー供給構造高度化法におきまして非化石エネルギー源の利用の計画、つまりゼロエミッション電源をどれぐらい使うかという計画を出していただくという制度がございますが、これにおきましては裾切り要件といたしまして電気の供給実績を採用しており、前事業年度における電気の供給量が5億kWh以上であることを要件とするという制度がございます。これは全国の販売電力量シェアでいうと0.06%程度に当たるかと思いますが、この制度では、全体の需要の99%程度をカバーしておりますので、ご紹介をさせていただきます。

1ページ飛びまして19ページ、イギリスの例でございます。イギリスは我が国の現行制度と同じように、小売事業者が買取義務を負うという制度になっておりますけれども、このケースでは25万件以上の家庭顧客を有する小売事業者が義務を負っておりまして、現状は9社が義務を負っております。義務対象とならない小規模な供給事業者に断われた場合には、この25万件以上の大規模な小売事業者が買い取りする義務があるという制度になっております。

その後、20ページ、21ページは、イギリスの再エネの制度の一般論ですので飛ばしまして、22ページでございます。

論点の2つ目、接続契約の応諾義務の例外をどうするかということでございます。現行は一般電気事業者の送配電部門が判断を行う、ないしは義務を負うということになってございますけれども、これは送配電部門の機能に着目した存在として規定されてございますので、小売全面自由化後は、一義的には一般送配電事業者が接続義務の対象となるという形にすれば問題はないというふうに考えられます。

一方で、ややテクニカルな論点でございますが、現行の制度では接続請求電気事業者が所有、または調達する発電設備ということで、一般電気事業者が自分で送電設備のみならず発電設備を所有している、もしくは調達するという前提で回避措置を規定しております。

これは何を言っているかということ、新電力は対象になっていないということでございます。別途、制度改革ワーキングのほうで議論されている優先給電ルールの見直しにより、来年以降、新電力の火力電源についても再エネ電源に先立って優先給電指令が発動されるという見直しが行われております。次の23ページのところに書いてございますが、現状は一般電気事業者が所有、または調達した発電機を再エネを含めて全てとめた後に、新電力の電源を出力制御するという形になってございますが、発送電分離後は、特定規模電気事業者（新電力）は全て一般電気事業者と同順位になりますので、火力を止める場合、新電力の火力も制御の対象になるということになります。したがって、今後は一般送配電事業者の発電設備だけではなくて、エリアごとに存在する発電設備全体に着目した回避措置という形に概念を見直す必要があるのではないかと考えら

れます。これらが問題ないかということについてご議論いただければと思います。

それから24ページでございますが、これは報告でございます。事業者の方々からも計画値同時同量制度、FITインバランス特例、優先給電ルールのもとで、小売全面自由化後に実際の実務の運用がどのようになされていくかということを整理してほしいというご希望をいただきましたので、この場で現状までの議論の中身を整理したものでございます。

24ページは、今申し上げた3つの変更点をまとめたものでございまして、25ページが、大変細かい表で恐縮ですが、長期の断面から、年間、月間、週間、それから1日前にスポット市場で取り引きを行い、ゲートクローズ1時間前までに調整を行って、最後はインバランスで調整をするというような、再エネに限らない流れを示したものでございます。

その中で、26ページが、再エネ電源に関する計画値同時同量と出力制御に関する流れを示したものでございます。

基本的に新たな制度のもとでは、実需給の2日前の段階で、特例制度①では送電事業者、②では小売事業者が発電量を予測するということになります。他方、検討1と書いてある吹き出しのところですが、仮に2日前は天気が晴れだった場合に、前日までに天気がやっぱり曇りそうだといった場合に、この計画の提出後に気象予測の修正などによって通知した発電量を変更する必要があるのか、あるいは変更を行う場合にどういう頻度で行うのかといったことにつきまして論点となるかと思えます。これは再生可能エネルギー全体というより、計画値同時同量全体を検討する場で、関係者で議論を行っているという状況でございます。

もう一つ、検討2と書いてございますが、これは前日までに調整を行った後に、当日の1時間前までの段階で、仮に小売電気事業者から見た場合に余剰対策をどれぐらい行うかということでございます。余剰電源が非常に多く発生してしまった場合に、どこまで小売事業者が頑張って計画値の需要と供給をあわせていくのかという論点でございます。

これにつきましては、電源が脱落した場合の逆が余剰対策でございますので、全体の中での同時同量をどのように図っていくかという観点から、別な場で議論をしっかりとやっていくということが今の状況でございます。

27ページ以降は、制度設計ワーキンググループ等で議論がなされた計画値のための出力の予測を、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの電源ごとに具体的にどういう形で行っていくかということについてまとめたものでして、具体的な説明は省略させていただきたいと思えます。

33ページ目以降は優先給電ルールの実際の適用のタイミングでございます。これは一般ルールでございますので、ここでの詳細な説明は省かせていただければと思います。

以上です。

○山地座長

どうもありがとうございました。

まとめて説明していただきましたが、かなりテクニカルに細かい内容もありますけど、冒頭、説明があったように、議論いただきたいことは主として2つあって、1つは特定契約という表現になっていますけど、買取義務の例外をどうするか。2番目は接続契約となっていますが、接続義務、この例外をどうするかということで、3番目は報告ですけど、全面自由化になった場合の出力制御等の現状を整理したということでもあります。

最初の議題のところは、説明資料としては多いんですけど、14ページ目から最初の買取義務の例外についてのところで、需要規模に着目して例外をするかどうかというのが論点1なんですね。するとすればというのが、後が、論点2、論点3と来て、その後、接続義務の例外については比較的、事務局案で選択肢が特にあるというわけじゃなくて、現状の認識の報告があったということでもあります。

ということで、残りの時間で自由討議ということにしたいと思います。いつものようにご質問含めてご意見、ご発言ご希望の方はネームプレートを立てていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ご発言しにくいかもしれませんが、ちょっとテクニカルですけど、特に買取義務の例外のところに関しては、そもそも需要規模によって分けるか。分けるとしたらどういう対象にするとか、どういう内容にするとかということがありますので、少なくともその最初の論点ですね、買取義務例外を需要規模、小売事業者の需要規模ですけど、それによって例外というのをつくるかどうか。少なくともそれに対する委員のご意見をまずいただきたい。例外をつくるとすればということで、内容とか、そういう次の話が出てくるということでございます。

まずは少なくとも委員の方にお考えは表明していただきたいと思っておりますので、特にネームプレートが立たなければ順番にご発言いただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

じゃ、松村委員からお願いしましょうか。

○松村委員

事務局案は恐らくキロワットに着目して上限を設けると。そのキロワットは最大需要でいくというそういう案だと思います。私はそれでいいのではないかと思います。

それから例外を設ける、今の例外という意味じゃなくて、さらにキロワットで上限を設けるといときに余りにも規模の小さなところだとか、あるいは入ったばかりのところ例外を設けるという考え方もあるのではないかとことは出てきていますが、私は規模の小さなところには例外を設けたほうがよい。

しかし、その例外の範囲を余りにも大きくしてしまうと、今度は最大需要で受け入れたというときに実質的に全てが買い取られるということが保証できなくなるということになると困るので、比較的、限定的な運用で、先ほど例示がありましたが、ほぼ全ての事業者をカバーできるというか、キロワットアワーがカバーできるということをおっしゃっていたんですが、その程度の例外規定というのでいいのではないかと思います。

○山地座長

佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員

小売全面自由化は、制度的には完全な自由化ですが、実態としてそれが本当に今と急激に変わるかという点と、送配電事業者と発電事業者が、実質的に同一法人又はグループ企業であるということが今後もかなり続くのではないかと思います。そこで、そのような実態を考慮しないで、買取制度を急激に変更することには、疑問があります。再生可能エネルギーの促進のためには、新電力の育成も含め、多様な電気の供給体制をつくる必要があります。そのような新しい体制が整うまでは、買取制度の激変は避けたほうがよいのではないのでしょうか。せっかく育とうとしている多様な当事者に、高いハードルを課すことには危険を感じております。

そういう観点から、当面どのような制度がよいのかという点について、まだ具体案を提案できないのですが、まず制度変更によって影響を受ける当事者の意見を聞いてみたいというのが、私の意見であります。

○山地座長

原則的な需要規模で例外の可否を考えるという論点1については、今のところまだそこまでやらなくてもいいのではないかと理解をしていますが。

○佐藤委員

はい、そうですね。

○山地座長

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

私のイメージとしては、基本的には、今までは9ページのところに一般電気事業者と新電力ということで、今まで例外規定などが微妙に配慮があったわけですが、今後に関しても基本路線としては同じような事業者さんになるということで、同じように持っていくという、そういう方向で流れとしていいと思う、流れとしてはそういうことが大事だと私は思います。

ただし、やはりその規模の大きさとか、いろいろな状況の違いがあるわけですので、それをど

ういうふうに対応するかというところで、ここに市場シェアなのか、新規参入からの期間かというふうに書いてありますが、私は新規参入かどうかというよりは、結局はどのぐらいの規模を持っている事業者さんかで、運用によってオーバーな買い取りをしてしまったときに対応能力があるかということを考えれば、市場シェアとか、そういうほうが合うのかなというような印象を持っておりますが、実際の運用に関してはいろいろな方のご意見を伺いながら今後考えていきたいと思っています。

○山地座長

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

接続契約が締結できたら必ずどこかは特定契約できるのだと……

○山地座長

すみません、ちょっともう少しマイクを近づけていただけますか。

○大橋委員

はい、すみません。接続契約が締結できたら、必ずどこかは特定契約できるのだと思うんです。通常のケースだと、多分、接続契約を締結した会社と特定契約を結ぶケースが圧倒的に多いのかなというのが実感としてあって、そうした場合、大規模な小売電気事業者になりますから、その最大のキロワットをつけたって接続契約結んでいる以上そこを超えることはあり得ないので、そういう意味でいうと、その人たちについては問題ないのかなと。

小規模な小売電気事業者に関して言えば、あえてビジネスを取りに行くようなことをしないとなかなか電源が集まってこないのかなという気も何となくしていますが、仮に集まってきても一応、最大需要か何かで条件をはめておくというのは一つ考え方なのかな。それ以上に買いたければ、買うことを別に妨げているわけではないわけですから、自主的に買っていただければいいわけです。そういう意味でいうと一定程度上限を入れるということはそれなりに悪いことじゃないし、場合によると、以上で述べたように上限なくても同じなのかなという気もしてはいるので、若干アンビバレントなところがあるんですが、上限を入れることについて特段反対するものではないということです。実態に合わせた対応をお願いできればと思います。

○山地座長

じゃ、岩船委員お願いします。

○岩船委員

私も特に事務局から出された案に問題はないと思うんですが、やっぱり14ページの一番下の行にあるように、そもそも、買取義務と接続義務が分かれていることがこんな面倒なことを考えな

くてはいけない最大の理由だと思いますので、やっぱり買取義務者を送配電事業者に持っていくという方向を一つ示しておいていただきたいなと思います。今回は間に合わないのであれば、最大需要なら最大需要で縛るということで結構だと思います。以上です。

○山地座長

一通り、ちょっと無理なやり方かもしれませんがご意見を伺いましたけど、今、最後に岩船委員が言われたことは事務局も理解していて、14枚目の資料の一番下の※のところに書いてありますが、これをしかし買取義務者を見直すとなると法改正が必要になり、来年の少なくとも小売自由化、全面自由化のときには間に合わないということですね。これは回避可能費用のときも同じような議論をしたかと思いますが、今の法律のもとでの対応ということを考えるというバウンダリーコンディションを置いて議論をしているという理解をしていただければと思います。

はい、松村委員、ご発言ご希望なので。

○松村委員

ちょっとすみません、佐藤委員に質問なんですけど、今の状況と大きく変えるとある意味で新規参入者の参入とかというのに抑制的になるんじゃないかと、そういうご懸念をおっしゃったわけですね。今の制度は一応、買取義務者全てが小売事業者になっているけれども、一般電気事業者とそれ以外の人では断れる理由というのが違うというか、新規参入者のほうが多くあると。その結果として、実質的には新規参入者のほうは、ある程度の量を超えともう断れるという状況になり、事実上の義務者というのは一般電気事業者、その建てつけは別として、実質的に最後の駆け込みは一般電気事業者になっているということだと。

それを変えないようにすべきだというのは、いわば制度が変わるけれども、旧一般電気事業者に買取義務、最後の買取義務というのを負わせ続けるという制度にすべきだという、そういうご主張だったのでしょうか。

○佐藤委員

規模要件までは特定困難ですが、例えば買取義務の相手方が当該地域というか、需要の中でのシェアが8割あるとか、あるいは8割ある会社のグループ会社であるとか、そういう大規模な小売会社については応諾義務の例外について厳しく考える、というような、買取義務の相手方の規模に応じて差を設けるというのは私は合理的ではないかというふうに思います。

○山地座長

ということだと、委員の皆さん全般として、小売電気事業者の需要規模に応じて応諾義務の例外の可否を考えると。しかし買い取ってくれる人が誰もいないと困るんですね。そうするとイギリスの例だと25万件以上とか、大きいところを買ってもらう。小売の場合は、ラストリゾート

は送配電事業者がやることになってはいますが、ここは送配電事業者に買えというわけにはいかないという法律の建てつけからすると、大きい小売事業者に買ってもらうと、そういうような話かと思いますが。

はい、松村委員。

○松村委員

ちょっとしつこくて申しわけないです。例えば80%以上のマーケットシェアとかというふうにやると、80%のマーケットシェアのない状況とかというのになってしまうと、最後のラストリゾートなくなっちゃうとかということになるので、例えばこんな感じなんでしょうか。マーケットシェアが50%以上のところがあればその1社、マーケットシェアが50%以上のところがなければ上から足していって50%に到達するまで、その地域で、50%に到達するまでの事業者を無制限に買い取るとかというような形にして義務を負わせるというこんな感じになるんですか。8割だとさすがちょっと機能しないと思うんですが。

○佐藤委員

数字的には、判断する前提の事実が分からないので即答できませんが、私としては過半数のマーケットシェアを持っているというようなところは、当分の間日本ではあると思いますので、受け皿となる会社を設定することは、現状から考えれば十分可能であると思います。数字が、5割がいいのか、6割がいいのか、7割がいいのかというのはちょっとわかりませんが、安全弁となる、受け皿となる会社がどの地域にもあるというのは、多分しばらくの間は続くと思います。

ただ、それが永遠に続くかというのはわかりませんので、それは今後の制度の見直しの中で考えていけばいいと思います。

○山地座長

もう何と言うか、例外の内容とか対象とか、そっちのほうに移っていると思いますので、そこはまた、当然きょう時間があれば議論したいと思いますが、少しいろんな意見をお伺いしたいと思います。

オブザーバーの方から名札が立っていますので、まずエネットの秋山さんから。

○秋山オブザーバー

ありがとうございます。エネットの秋山です。

まず論点1のところなんですが、今の委員の先生からもありましたように、我々といましては選択肢の1の例外を設けていただきたいなというふうに思っております。

じゃ、その場合の例外どうするんですかという話のこの論点2のほうに移るんですけども、

こちらとしまして上限、例えば最大値とした場合にこれを超えることって余りないのかもしれませんが、もしこうなった場合に、それ以外に、例えば15ページのロードカーブでお昼を、最後のところ、朝だったり夜だったり、こういうところって恒常的に何か余剰が発生しまして売却する必要が出てくるかもしれないと。

そうなった場合に、行って来いと 同じだ という話もあるんだとは思いますが、やはりその場合の手間ですとか、調整コストというのが、かなりそれが通年でもし発生するようになると、やはり小売事業者にとっては負担も大きくて、その事業への懸念もあるのかなと考えております。

その場合、じゃ、どうしますかという話なんですけど、今度は最小としますと、今度はあふれてしまう危険性が十分考えられますので、これもちょっとないでしょうと。そうなった場合は、折衷的なところではないんですが、やはり平均ぐらいでどうなのかなというふうに考えております。

次に委員の先生から発言なかったんですが、※のところのエリアの話なんですけれども、これについては、できればエリアごとがいいのかなと思っております。その理由といたしまして、当該エリアにもし自社の需要がない場合、例えば他のエリアにまたいで送電する必要が出てくるかもしれないんですが、そのときは連系線の制約等でもし送れない場合もあるかとは思いますが、そうなった場合、せっかく買った電気を需要家に販売できない危険性もあるのかなと考えて、このように考えております。

最後にもう一つの※の前、どの時点で判断するか。またこれもどの時点で判断するかという話なんですけど、こちらにつきましては、なかなか難しい問題だとは思いますが、例えば供給計画みたいな計画値ではどうでしょうかというのが一つのアイデアというか、ご提案でございます。

例えば、こうしますと事業計画が何かで需要というのは単年度で大きく変化していきますので、やはりこれは過去の実績ではなくて、なるべく直近の状況を反映した数字のほうが運用上望ましいのかなと考えております。

以上まとめますと、例えば供給計画などの計画値を使ってエリア単位に、例えば平均的な需要を上限とするのが望ましいのかなと考えています。また、実際の運用どうするんだという話になりますが、供給計画ですと平均需要的なものは一切数字は出ておりません。たしかその月の上位3つの平均かと思えますけれども、例えばその数値を使って、その平均的な需要と同程度になるような指標を何か求める。例えばその指標の最小月にするだとか、最大月の何割にするだとか、そうすることによって、こちらの、ほかの新規に入られる方も算出ができますし、一般的なチェックも効くのかなと思っております。

私からのコメントは以上でございます。

○山地座長

ありがとうございます。

では、電気事業連合会、小川さん、お願いします。

○小川オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の小川です。

今ご議論いただきました応諾義務の例外の検討に当たりましてですけれども、本日のこの資料の13ページに記載もされておりますけれども、私どもとしましては、やはり現一般電気事業者の小売部門及び新電力の小売部門はいずれも小売電気事業者として位置づけられると。来年からそうなるわけなんです、その上で、特定契約の応諾義務の例外は原則として小売電気事業者間でイコールフットイングとすべきというふうに記載されております。

これは公正・公平な競争を促進していくという自由化の本心に照らして、もっともな原則論かなというふうに考えておりまして、私どもといたしましても、今後はその応諾義務の例外をご検討いただくに当たりまして、やはりこの考え方、原則論を前提として、この範囲で例外の運用を決めていただくということが重要だというふうに認識しております。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

それでは、風力発電協会の中村さん、お願いします。

○中村オブザーバー

ありがとうございます。結論から先に申し上げますと、論点1についてなんです、事務局からご提案いただいた選択肢の中では、私ども風力発電協会は選択肢の2を支持させていただきたいと思っております。既に委員の先生方のご議論にもございましたけれども、いわゆるFIT法の精神に照らしても一番大事なことは全量買い取りということの担保を確保していくことだというふうに理解しています。

一方で、現実には風力発電と太陽光発電につきましては、ご承知のとおり既にエリアごとの需要等想定した条件で試算をされまして、いわゆる中3社を除く一般電気事業者さんのエリアにおきましては接続可能量といわれるようなものも設定されております。

これは接続のほうなんです、今回、今、議論していますのは特定契約のほうですが、そういう既に現実にある接続関係のほうの制約に加えて、さらに今度は特定契約のほうでも例外が認められるということは、基本的には我々風力発電協会としては非常に危惧をしております、先ほど申し上げた最も大事な、我々の理解では法の精神の一つである全量買い取りということが果たしてきちっと担保されるのかどうかということに懸念を覚えるものでございます。

したがいまして、選択肢の2を支持させていただきたいということでございます。

ありがとうございました。

○山地座長

例外を設けないということですね。

○中村オブザーバー

すみません、例外は設けないと、要らないということです。

○山地座長

そうしますと、JEPX國松さんですね。お願いします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。ありがとうございます。

今回のこの買い取りを行った事業者、これが合わなかった場合というのを、恐らく取引所、取引引きを活用いただいて、それをほかに売るといいう形になるという形で弊所をご利用いただくことになっていくのかなと思っております。

そういったことを考えますと、取引所としましても、そこで合わないFITを買い取られた事業者がこれを取引所で売却しやすいようにしていくことというのは、私どもとしてもやっていかなければならないというように考えてございます。

この制限を設けるかどうかというところで、キロワットという形のお話が出てございますけれども、キロワットアワーで考えるというほうが、無駄になる部分の量としては、無駄になるというか、買い取らなきゃいけない量という面では、そちらのほうが適当ではないかと。キロワットで見たとしても発電の時間帯と需要の時間帯のずれ、またキロワットの出方というところがございますので、制限量としましてはキロワットアワーで見るのも一つではないかと。例えば1年間の実績という中でキロワットアワーの何パーセント、それが再エネ目標値、導入目標値のアワーで考えれば、おおよそ制限は絶対かからなくなっていくということも考えられるのかなと思います。

そうしますと1年間、まだ始めていない事業者に関しては、その間には実績値がないので免除ということも考えられる。一つの考え方としてはいかがかなというところでございます。

○山地座長

需要規模のところキロワットって書いていますけど、例外の対象って17枚目のスライドのところにはキロワットアワー風な、エリアごとの需要規模の何パーセント未満とか、多分キロワットアワーの概念が入っている様子ですから、否定されているわけではないのかなと思います。

そうしますと太陽光発電協会、茅岡さん、よろしく申し上げます。

○茅岡オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会といたしましては、再エネ発電事業者の太陽光の場合は規模が小さいところから大きなところ、いろいろございます。そういう意味でも選択肢1で、2行目2ポツ目に書いてございますけれども、選択肢が狭まる可能性があるということは、大きな発電事業者さんにとってはその辺は力づく、あるいはいろんなことができるかなと思うんですけども、余り大きくない発電事業者にとって選択肢が狭まること自体は大変困ることが起きる可能性があるかと。

ただ、状況はどうなるかというのはちょっと想定しづらいんですけども、できることであればそういう事業者さんも含めて、先ほど風力発電協会のほうからもお話ありましたけど、FITの基本の部分は守っていくということで、できれば選択肢2、例外機能を設けないというほうでやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○山地座長

それに対する多分答えに対応するのは14枚目のスライドの※4つある一番最初のところで、再エネ事業者は事業規模が大きく、経営が安定している小売事業者に買い取ってもらうほうが事業リスクが少ないと判断するならば、ならばだから仮定ですけども、結果的に小規模な小売事業者に申し込みが集中する可能性は低いんじゃないかと、こういう、一応、事務局はコメントをしているということですね。

○茅岡オブザーバー

そこも読んだ上で、恐らくそうなるんであろうですけども、安全的な面から見たときに実際にどんなことが起こるかかわからないので、そういう方向性が決められた後から、いやいや実はそうではなかったというのが一番困るかなと思って、できれば制限なしのほうでということをお願いしたいと。

○山地座長

はい。わかりました。

オブザーバーの方、一通り発言いただきましたが、松村委員、それから岩船委員から札が立っていますが、順番でまいりたいと思います。松村委員から。

○松村委員

何回も繰り返して申しわけないんですが、例外規定を設けないという意見は今オブザーバーの方から2人は出てきましたが、委員からではなかったと私は認識しています。それで佐藤委員のご意見は、ひょっとしたら全ての事業者、例外なし、選択肢2にするのではなく、一番大きなと

ころだけ選択肢2にし、ほかのところは選択肢1ということにする、そういうことだったと思います。ほかのところは選択肢1だったと思います。

それで、どこか1者が、最大の事業者、必ず無制限に買うということであれば、本来問題は起きないはずですよ。オブザーバーの方の意見というのは、全ての事業者が選択肢2でないといけないということではない、論理的に考えるとそうじゃないんじゃないかと思うんですが、それでもやっぱり全ての事業者が選択肢2でない不安だということなのではないでしょうか。

それから全ての事業者、選択肢2ということをするのは、可能性としては物すごく小さな事業者に、例えば九州地区の全部の太陽光発電の事業者が申し込むということは原理的にあり得ることになるわけですね。そうすると、それ拒否しちゃいけないということを言われたら本当に買い取らなければいけなくて、膨大な量を取引所で売らなきゃいけないとかということになり得て、そんな恐ろしいことになるんだったら参入できないとかってということになったら困るということをご懸念になったのだと思います。

事務局の説明では、そのような可能性は低いだらうということで、大橋委員もそのようなことに賛意を示されたんだと思うんですが、私も可能性は低いとは思いますが、あり得ないことではないと思いますし、それからこんなことは絶対あってはいけないし、ないとは思いますが、例えば旧一般電気事業者さんが、うち以外のこの会社を買取請求するんだったら接続してあげてもいいけど、そうじゃなかったらとかいうことはあり得ないと思うけど、今までの行動からして絶対あり得ないなどと断言はされないと思います。前科からしてというか。

したがって、万が一そんなことが起こったら本当に恐ろしくてしょうがないわけですし、本当に自然体でいけば大きな事業者に行くだろうということをするれば、例外的な選択肢2というのを入れるかどうかで余り関係なくなるとは思いますが、やはり可能性としては、小さな事業者に集中するという可能性もあるんだということは私たちは認識しなければいけないし、それが参入のブレーキになるのはさすがにまずいのではないかと。したがって私は全ての事業者、選択肢2というのは物すごくまずいのではないかと思います。

○山地座長

岩船委員、お願いします。

○岩船委員

私は事務局に1点質問で、あとはエネットさんに1点質問なんですが、数字的にはわからないんですけど、例えば先ほどエネットさんのほうから平均需要をバウンダリーにすればみたいなお話があったと思うんですけど、そのときはそういう意味で再エネが上限に達する可能性がないのかなと思いました。最大需要だったら、まあ間違いなく、バウンダリーにすらならないかもしれ

ないと思いましたが、平均需要と言われた場合は結構厳しい可能性もあるのでは、と思いました。

その点いかがでしょうか。あとは、再エネ事業者さんが、小さいところを買ってほしい、そもそも小さいところはどうしても売りたい理由というのが余りわからなかったんですけど、同じ価格だったら別に大きいところ売っても小さいところ売ってもいいような気がしたんですね。そこがなぜ問題になるのかというのがわかりませんでした。

もし小さいところ売った場合というのは、結局、抑制がかかるんじゃないかと思うんですね、小売事業者側が受け入れられなければ。そうすると当然、発電事業者さんにとっても損なので、そういうところで自然に小さいところに集中するというのは避けられるのではないかなと思うんですけども、この理解で正しいでしょうか。

○山地座長

可能性の議論を持ち出すといろいろあるんですけど、ただ自由化というのはいろんな可能性が起り得るということになるので、可能性の議論というのはやったほうがいいと思います。

ただ、一通りいろんなコメントも出ましたので、ここで事務局に少し、今のご質問もありますし、少し答えられる範囲で答えていただければと思います。

○曳野資源エネルギー庁企画官

、ただ今岩船委員からご指摘いただいた点でございますが、事業規模が小さいと抑制がかかりやすいかという点については、小さいという理由で抑制はかからないと言いますか、大きくても小さくても一緒であると理解しています。というのは、出力制御は、本日さほど説明をしておらず恐縮なのですが、最後のほうに書いてあるとおり、エリア全体の需給に照らして出力制御が必要かどうかを送電事業者が判断をしますので、小売事業者側は、たとえば、取引所に売ってしまわないといけないとか、何らか需給の調整の手間がかかるというのはあると思いますが……

○岩船委員

市場に売ることになるんですね。

○曳野資源エネルギー庁企画官

はい、なります。そして最後、需給が合わなければ、そこは系統全体として出力制御が必要という判断になりますので、個別の小売事業者から見てどうかということは、抑制には影響がない議論だというふうに承知をしております。

その上で、平均需要がどれぐらいかということでございますが、本日お示ししている16ページの九州電力のイメージの場合、明確な記載が無く、私の手元にも数字がないので大変恐縮なのですが、ざっくりと最小需要と最大需要の中間値でみるならば1,100万kW程度になります。これは厳

密に平均かどうかはわかりませんが、仮にその前後だとしますと、恐らく現状の接続申込量よりも低い数字となります。

もちろん、今後、接続申込量が全て承諾されるか分からないといえれば分からないのかもしれませんが、ただ、潜在的にそれだけ申込がある中で、平均値という数字を本当に採用しているのかというところは、特に議論があるところだと思ひまして、事務局としてはあえて平均の数字を提示しておりません。

最大需要を超えて接続をするということについては、再生可能エネルギーが常に24時間365日動いているかどうかはわかりませんが、相当に出力制御がかかっている状況ということでございますので、そこまで本当に再エネ設備が増えるのかということと、仮に増えていくとした場合も今のペースからみるとそれなりの時間的な余裕があるというふうに考えております。したがって、これは将来的な見直しの余地を残しておくという前提でのご提案です。

その上で、先ほど再エネ発電事業者の方から、制限を設けることは非常に不安だというご意見もいただきましたけれども、仮に、最大需要を上限とする場合に、今後、最大需要を超えてまで接続が合理的に見積られるので不安だということであれば、なぜそういう予測になるのかということについて、ぜひご説明をいただけるとありがたいと思っております。

○山地座長

今まで小売事業者の買取義務の例外、もちろん要件を満たさないやつは買取義務なしということは、今後も継続するという話はイントロでありましたが、需要規模との関係で例外を認めるか、必要かどうかという議論をして、オブザーバーの事業者の方からは例外なくというご意見もあったわけですが、委員の方からは、もちろん全部が例外を持つわけじゃないんだけど、一部の需要規模に応じた例外というのを適用することに方向性としては賛成だというご意見だと思ひました。

じゃ、秋山さん、どうぞ。

○秋山オブザーバー

今、ご質問いただいたのでお答えいたします。まさに今、事務局様からお答え出た、答え半分なんですけれども、私ども数字を持ち合わせておりませんが、まさにこの16ページのところ、多分一番厳しいだろう九州電力さんの例が書いてありますけれども、その最大需要が今、出ておりました、我々、平均程度かなと思っていたんですが、この最大需要に対して、例えば半分だとしても800ぐらいですけれども、そうしますと※4がついている接続承諾量は超えてしまうんですけど、さすがに夜間もゼロではないので、さすがに平均値というときとこれより上に行くでしょうと思ひます。

そうなりますと、現状一番厳しい九電さんのエリアでもこの半分程度でお断りをする事はないのかなと思っております。全国単位で見れば、何か拒否をしてしまうことになるようなことはないのではないかというふうに、このデータからは想定しております。

○山地座長

はい。もっばら一番最初の論点ですね、論点というと論点いろいろあるのであれですが、議題ですね。買取義務の例外の話ばかりしてきましたが、接続義務、あるいは報告という形でありましたが、自由化後の出力制御に関するご意見、コメント等ありましたらいただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

特によろしゅうございますか。

はい、では中村さん、どうぞ。

○中村オブザーバー

ありがとうございます。意見といいますかコメントなんですが、最終の35ページのところに、こちらのほうも含めて何か言っているという今の委員長のお話だったと理解しましたので手を挙げさせていただきました。

35ページのところに、新たな指令順位のイメージの骨格というのが右側のほうにブルーで示していただいております。別にこれ異論があるわけじゃないんですが、今までの制度設計ワーキングとかいرونなどところでの議論を含めまして、たしかFIT制度においては当該エリアの再エネの供給量が需要量を超えることが見込まれた場合というのは、いきなり再エネの変動電源の出力制御に行くのではなくて、まずは隣接エリアとの融通を行った上で、それでも電気の余剰が生ずる場合に自然変動電源、すなわち風力、太陽光ということだと理解しておりますが、出力制御するという方向で議論をしていただいていたというふうに理解しております。

ちょっとその辺がここには書いてないということで、今後、私の今、申し上げた理解で間違いがなければ、広域系統運用のあり方についても議論が当然必要だと思いますし、また自然変動電源の間での出力抑制の順番とか、そういうルールについても議論を進めていただく必要があるかなというふうに、今回の資料を拝見した限りで感じた次第です。

以上でございます。ありがとうございました。

○安永電力・ガス事業部調整官

電力・ガス事業部の安永でございます。今のご指摘の点は、恐らく再生可能エネルギーの最大限の導入のためには融通ももっと活用すべきということだと思います。

こちらの35ページの資料を制度設計ワーキンググループでご議論いただいた際には、あわせていろいろ広域融通も検討課題だということでお出しをしたのはそのとおりでございますけれども、

今のこのESCJルールで融通をすとかいうよりも、一般電気事業者という仕組みを前提にした仕組みでございまして、その仕組みがなくなるということで、この新たな指令順位のイメージというところについては、この全国融通、一番下に来ておりますけれども、これはあくまで非常時のものと。常時の再生可能エネルギーの融通については、これはまさに費用負担のあり方とか、物理的に流せるとしても誰が買うんですか、幾らで買うんですかというルールを整備しないとそこはルールができないので、そこは検討しましょうということで、まさにそれは新エネ小委員会のほうでもご検討いただくことになったと、こういう整理。

この資料上でいけば、強いて言うと35ページの一番右下のところにFIT制度の義務対象者の範囲、費用精算ルールとあわせた議論が必要と、こういうことで表示をさせていただいているということでございます。

○中村オブザーバー

ありがとうございました。

○山地座長

ほかには追加発言ご希望は特によろしゅうございますか。

きょうは、論点は出たんですけど、具体的な内容について特に絞り込んだところまでは行っていませんね。一番多分大事なところは、基本的に今までの議論を私、先ほど途中で整理しましたけど、買取義務の例外という中で、そこで従来、一般電気事業者と新電力と違っていただけけれども、これは原則としてイコールフットィングにするという中でも、しかしやっぱり需要規模の非常に小さい小売事業者さんが例外なく可能性としては無限に買い取るということでもいいのかどうかという、そこは慎重になったほうがいいのではないかとということで、大体少なくとも委員の間では合意はできているというふうに思います。

具体的な内容をこの場で詰めていくというのは、ちょっと多分また材料不足かなという気がするんですが、事務局提案の内容とか、対象のところである程度踏み込んではいらんですけれどもね。そこをどこまで詰めるか。まだきょうは予定の時間は少し残っていますから、少し皆さんの意見を聞いて、今後の方向性をどう展開していくかについて少し考えてみたいと思いますが。

松村委員、立っておりますので、どうぞ。

○松村委員

具体的なこの内容をこのワーキングで詰めるのであれば、どこで詰めることになるのでしょうか。

○山地座長

具体的と言っているのは、例えば、先ほどのキロワットの話であるとか、あるいは市場でのシ

エアとか、あるいは小売事業始まってから何年間とあって猶予期間を置くとか、そういう例がこの資料の中にあるわけですね。ただ、何年なのかとか、何パーセントなのかとか、先ほど平均需要とかという話もありましたけれども、どれなのか。その議論をこの場で今回詰めるというのはなかなか少なくとも難しいというふうに私は思っているということです。

○松村委員

今回というのも、この場でというのもわかりました。最後の裾切りみたいなものに関しては、本当に具体的な数字だとかというのを詰めるのは本当にテクニカルな話だというのはとてもよくわかったのですが、佐藤委員のようなお考えと、それから全体でキロワットにする、最大にするか平均の2倍にするかとかいうのはいろいろあると思うんですが、そこはちょっと違うのではないかと。この点はかなり大きな点なので、どこかの場でちゃんと議論しないといけないのではないかと思います。でも、きょうじゃないというのはよくわかりました。

それから、きょうじゃないというのに、さらにきょうじゃないことを言って申しわけないんですが、岩船委員が一番最初にご指摘になった点です。そもそも送配電事業者が最後の買取義務者になるとかという選択肢、これは議論の最初に制度設計したときにもそういうことを議論されたはずで、それがどうしてこうなっちゃったのかというのはみんなご案内の理由。

今回は法律改正というのを伴わないで、でも自由化が始まるのだからやらなければいけないというので、それは無理だということもとてもよくわかるのですが、その時点で、いろんなテクニカルな理由で採用されなかったけれども、それが必ずしも望ましくないという形で否定されたのではなかったわけですね。

そうするとこの後、やれ抜本的にFIT制度を変えるだとか、あるいはひょっとしたら電磁法の再改正とあっていうようなことがあるときに、またしばらくたった後で出てきたときにも、それが望ましいかもしれないけど、もう電磁法改正しちゃったばかりだしとか、FIT法を全面的に改正しちゃった後ばかりだから今は無理ですねというのを何回も何回も聞かされるというのはかなわないので、これは宿題として残っているということは私たちは認識して、法改正の議論をするときにはぜひ考えていただきたい。

もしひょっとして電磁法にも関連するのであれば、改正のときにこうしてもらわなきゃ困るということを省新部からも言わなきゃいけないだろうと思いますし、FIT法自体の大幅な改正のときにはもちろん考えていただきたい。それに関しては、今回は法律変えないんだから当然かもしれないけれども、次回以降も同じことは何度も聞きたくないなと思ったものですから、一応ちゃんと私たちは認識しておくべきだと思います。

それからもう一つ余計なことを言わせてください。小売の契約の形態によって出力抑制が変わ

るのではないかということをおっしゃって、それで明確に否定していただいたのでよかったですけど、これも誤認されたら本当に困るので、そのようなことは絶対にないはずだし、逆の可能性もないはず。つまり一般電気事業者に買い取らせた事業者は嫌がらせて出力抑制がたくさんされるとかということも絶対にないはず。

したがって、そのようなことは絶対にないし、もしあったとすればそれは最も公平性ということに著しく反することなので、それこそきちんとちゃんと事後的にも見ていくということになるはずだし、そもそも一般電気事業者さんはそんなことをするはずもないと思うので、誰に売ったのかによって出力抑制が変わることは原理的にないし、そのようなことは最も重点的にちゃんとチェックしていくので、事後的にも裁量的なそんなことはないということは繰り返し言わなければいけないことだと思いましたので、余計なことですが言わせていただきました。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

ちょっと事務局からも答えていただきたいなと思っているんですが、私の考えを申しますと、法改正を要する事項、法改正が必要な事項を含めて議論する場としては、このワーキンググループの親委員会である新エネルギー小委員会がありますし、それから本問題の場合にはその範囲も超えて、先ほどの電気事業制度ですね、そちらのほうにかかわる面もありますので、また新たな場が必要になるかもしれませんけどね。私はそういう理解。ただ、このワーキンググループのこの議論は、回避可能費用の件も含めて、省令レベルの議論をしているというふうに私は理解しています。ちょっと先の見通しどれぐらい入れるのかわかりませんが、少し木村部長から。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

今の松村委員のご指摘、それから岩船委員のご指摘、そもそも買取義務者をどうするのかという議論自体は、今から1年半以上前かもしれませんが、確かに制度設計ワーキンググループで、送配電事業者の買取が一番リーズナブルなんじゃないかということで一旦ご提案した経緯があります。

その後、さまざまな法制的な検討、それから電事法の束ね法として入れていくという中でいろいろな制約、さらに当然ながら、送配電事業者に買い取っていただいた後の電気の流し方といった、詳細な制度設計上の難点もあって、最終的には現行法の建てつけを尊重し連続性を担保する観点から、小売とすることで一旦整理させていただきました。メリットとデメリットがそれぞれに存在しているのではと思っております。

いろいろとご議論をいただきながら、また接続可能量、これが買い取りの義務のあり方にどれ

ぐらい影響を及ぼすのかというのは精査をする必要があると思いますけれども、系統をめぐる様々な情勢には、やはり事情変更もあるのではと思っておりまして、その辺も踏まえて、再度頭の整理を事務的にもさせていただく必要はあろうかと思っております。

その上で私どもとしては、最終的に買い取りの義務をどこに担っていただくのかということにつきましては、改めて議論をする余地があると思っております。

資料に記載のとおり、いずれにしてもこれは法改正事項でございますので、仮にそれをご提案するとしても来年の4月には間に合わないということでございます。したがって、小売電気事業者が買取義務を担うという一旦の制度環境はどうしても残るものですから、それに備えるということは最小限必要だということで、こうやって委員の先生方のお手を煩わせておるわけでございます。

いずれにしても、山地座長がおっしゃったように、この場は基本的には現行法の範囲内で解釈運用をより整ったものにしていくという場だと思っておりますけど、それを超える問題としては、ふさわしい場で議論をしていく準備をしたいというふうに思っております。

とりあえずそれでお答えとしてよろしいでしょうか。

○山地座長

全般的な状況についてはよろしいでしょうか。

それで、本ワーキンググループですけど、きょうは3時半までという予定を私は聞いておりまして、そろそろ終了時間に近いんですが、きょうの議題に関して言えば、特に買取義務に例外を設けるかどうかという議論で、少なくとも委員の皆さんの中では需要規模を考えた例外的な措置という可能性を持ったほうがいいと、大きな方向性は出てくると思います。ただ具体的に、じゃ、どんな内容にするかというところまでは詰められておりません。

これ、なかなか事務局とも相談しながらやらなきゃいけないんですけど、どうですかね、このワーキンググループとして、もう少し具体的な議論をもう一回やったほうがいいとお考えですか。それに対する意見はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。岩船委員。

○岩船委員

私としましては再エネ事業者さんの不安が、もしかしたら買い取りに制限がかかるかもというような不安が払拭されるレベルの例外というのさえ担保されれば、数字的にはお任せしたいと思います。再エネ事業者さんの不安が払拭できて、電連さんがおっしゃったイコールフットイングが実現されているのであれば、特に異論はないと思います、どんな数字であれ。

○山地座長

はい、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

今回は、検討の時間が短かったので、私も十分に考える時間がありませんでした。ここで数字をこれ以上議論するというのは、私は余り妥当ではないと思います。次回の委員会で、補足があれば意見を出せるというふうにさせていただきたいと思います。

○山地座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

念のために、佐藤委員のご提案はイコルフットィングに反しているとは思いません。イコルフットィングだと思っています。つまり一番大きな事業者というわけなので、ひょっとして旧一般電気事業者が一気にシェアを失って、ひょっとしてエネットが物すごく大きくなるとかということになれば、それはエネットなのかもしれないと、こういうことなので、佐藤委員のような発想がイコルフットィングに反するという発想には異議があります。したがってイコルフットィングという発想なら事務局案のようなもの、つまり選択肢2というのは一切入れないとかということではないと思います。念のため。

○山地座長

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。私は基本的にイコルフットィングという今、話がありましたけれども、そういう状態を確保していきながら、きちんとこのまま事業者さんとお話が進むのであれば、私はこのまま事務局サイドで進めていただいてもいいと思っています。

なお、私は先ほど例外を設けると申しましたけれども、設ける中で、なぜそういうふうに申し上げたかという、買い取りのときにやはり新規参入して、頑張って小売の新規参入したいという事業者さんで、まだきちんと事業として育っていないようなところが足腰をしっかりしていただくことも大事ですので、割にそういうことを考えながらこういう発言をしてきました。そういう流れでこの制度をつくっていきながら事業者さんときちんと信頼関係を構築して、うまく今回の見直しができるのであればいいなと思いました。

以上です。

○山地座長

大橋委員、いかがですか。何か一言でもあれば。

○大橋委員

今回の事務局の資料自体は、大きな方向性として間違っているものではないと思っています。技術的な内容がかなり含まれていて、なおかつ事業者に直接の影響を与える部分もあって、それは少なくとも私のような実務から離れている中立者の目から、若干見えないところも、実務的な部分というのはわからない部分もあります。

そういう意味でいうと、もう少し大きな視点からはいろいろ意見は言えますが、なかなか数字的なところの落としは実務を踏まえて判断して頂く部分が大きいのかなと思います。そのあたりも含めて、全体の仕切りはお任せします。

○山地座長

ありがとうございました。

私の気持ちは先ほどと余り変わらなくて、大筋、需要規模に応じた例外というのを考える方向だけれども、事業者の方からご懸念もあったように、やっぱりイコールフットイングという原則は守りつつですが、再エネ事業者さんに不安がないような具体的な制度に持っていかなきゃいけないというふうに考えています。

したがって、まことに恐縮な言い方なんですけど、今後どういうふうに進めるかということを含めて、私に事務局と相談して一任させていただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

特に異議がないということでございますので、今後の進め方を含めて、少し私のほう事務局と一緒に相談させていただければと思います。

(3) 閉会

○山地座長

どうもありがとうございました。

以上で本日の買取制度運用ワーキンググループを閉会といたします。

ご多用中のところご出席いただきありがとうございました。

——了——